



第193号

令和5年7月1日発行

発行所

(一社)東京都トラック協会大田支部

〒143-0006

東京都大田区平和島5-11-1

TEL 03-3766-3261

ホームページアドレス

<http://www.ttaota.com/>

支部長挨拶



菊池正浩

会員皆様には、日頃より支部活動に多大なご理解、ご支援を賜り誠にありがとうございます。

去る五月二十四日には、支部総会も無事に終了することが出来ました。また、各分会、青年部、女性部もそれぞれ総会を済ませ、本格的に令和五年度がスタートしました。

また、五月八日以降、新型コロナウイルスが2類から5類に引き下げられ、運転者講習会や総会も四年ぶりにリアル開催されるなど、活動も活発になって参りました。

さて、「物流2024年問題」も一年を切りました。ドライバーの労働時間に上限が課され、物が運べなくなるなど最近では報道されています。時間外労働の上限適用による収

入減少は、ドライバーの離職率を高める可能性があり、慢性的な人手不足に拍車が掛かります。国による荷主団体への働き掛けや、国土交通省による「標準的な運賃」の告示等さまざまな施策を投じていますが、まだまだ業界に浸透していません。

このように業界を取り巻く環境は依然厳しく、会員皆様のご意見を頂戴し、支部から本部へ、そして国へと繋げて行きたいと思えます。今年度も皆様にお役立て出来る研修会や勉強会等を一層充実させて参りますので積極的にご参加ください。

今年度も関係諸官庁のご指導を仰ぎながら、本部、支部一体となって会員重視の会員企業が持続出来る為の活動を行って参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

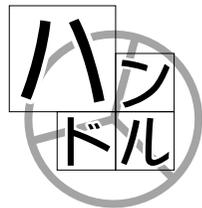


「標準的な運賃の告示」の陸運支局への届け出はお済ですか?!

法令遵守して会社を運営するためにも

「標準的な運賃」の告示制度を導入しましょう

燃油サーチャージの計算や資料としても活用できます!



料金改定は現実的？非現実的？

「2024年問題」というワード、最近よくメディアに取り上げられていますね。岸田総理も直接的に言及しているぐらいなので、世の中の関心は高いのでしょう。とは言え業界外の方々とお話する機会があった時に、この「2024年問題」についてはほぼ皆さん、何が問題で放置するなどのような影響が出てくるのかよくわかっていないのが現状かなと肌で感じておられます。だからこそ、たまにわかってくれている方と出会うとめっちゃくちゃテンションが上がるというか、知っていてくれてありがとうという気持ちになるのはきつと私だけでは無いはずです。

さて本日の本題、いわゆる値上げ交渉ってちゃんとできるものなの？理想として価格交渉を積極的にしていきたいと思います！を業界として謳っているけど現実的に無理じゃない？というお話です。

先に結論というか実例を踏まえた結果から申し上げれば、大成功もあれば一部成功もある一方で、交渉しても有耶無耶にしてけるところもあれば、値上げ申請をして認められたにも関わらず、依頼がガクツと

減ってしまった、みたいなパターンもあります。値上げを理由に！とは先方も絶対に言わないですが、受注が減るのは恐ろしさしかないですね。

「えー、認められないどころか大失敗の可能性もあるんじゃない下手に交渉しない方がいいんじゃない」

そう思う経営者の方々もきつと多いでしょう。そこは正直に言えば各社の判断になるので「こうした方が良いです」だとか「足並み揃えてこうしていきますよ」なんて話はしません。あくまでいくつかの成功事例を紐解いた時に見えた共通項をいくつかご紹介していきます。

- 一、荷主企業が冒頭に話題に挙げた2024年問題について本気で危惧している
- 二、原価計算を対象年度（現行運賃で利益が出ていた時代）としっかり比較する
- 三、荷主企業側にとつて物流コストが上がることはデメリットであることと理解した上でその他の部分で原価低減に繋がる提案をする

先の項目について補足を少ししていきますと、まず荷主側が2024年問題について危惧してくれているのは本気で強いんです。彼らはモノを運ばなくなる未来が来てしまうのは困るので、今の段階から我々を決して軽視せずにはパートナーとして扱い、関係構築に努めてくれます。勿論求められる輸送品質等も高くなりますが、十分に真摯に対応する価値はあるかと思えます。

次に原価計算の話や、原価低減といういわゆるお金の話ですが、コストが上がるというのはいわゆる我々もそうですが、とてもシビアになりますし、感覚として仕方ないなど思っているも上がる理由付けがどうしても欲しくなります。「こっちは上がるのであればどこかを削減できないかな？」なんて発想になつて当然です。故にコスト増の分が見合つてなかつたとしても原価低減案があれば非常に前向きに捉えてくれるのです。とは言え、認めてくれたら「サービスでこれやりますあれやります」は本末転倒です。あくまで物流に対しての困りごととの解消や、ノウハウを享受していくことで、従来かかっていたコストを下げてもらうような案を出すというやり方でしかありません。

今後の物流業界、我々は常に当事者です。一步一步確実に歩みを進めていけるような未来を祈念しながら、企業経営に邁進していきます。

自転車の交通事故を防止するために

田園調布警察署交通課長 加藤 陽 太

平素から、東京都トラック協会大田支部の

皆様方には、警察業務全般にわたり、深いご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。今回は、自転車の交通事故防止について寄稿させていただきます。

自転車は、お年寄りから子供まで年齢の制限がなく、また運転免許も必要がない便利で手軽な乗り物です。しかし、自転車が自動車や二輪車と同様に車両であるとの認識がまだまだ薄いと感じています。

道路交通法の一部改正により、本年の四月一日から、自転車乗用時のヘルメット着用が努力義務となりました。この努力義務について、時々「ヘルメットを着用していなければ罰則があるのですか？」との質問を受けますが、努力義務なので、罰則はありません。

ヘルメットの着用については、罰則云々より自分の命を守るということを念頭に置いて

いただきたいと思います。

令和元年から令和三年までの自転車乗用の死者の損傷部位の約七割が頭部であり、ヘルメット非着用者の致死率は着用者の約二・三倍高くなっています。

私が前任の江戸川区の警察署で勤務していた昨年の十月、自転車と自動車が発生して自転車乗用者が五日後に亡くなる交通事故が発生しました。態様は、ヘルメット非着用の自転車乗用者が赤信号で交差点に進入して、左側から青信号で発進した自動車と衝突し、約七メートル飛ばされました。衝突した衝撃より、飛ばされて路面に頭部を叩きつけられた衝撃の方が大きく、頭部を損傷しました。

自転車とヘルメットはセットです。自転車に乗車する際は、自分の命を守るためにも、是非ヘルメットを着用するようにお願いいたします。

また、自転車は時には人を傷つけたり、命を奪う凶器にもなります。小学五年生の男子が夜間帰宅途中、自転車で坂道を走り降りた先で歩行中の六二歳の女性と正面衝突し、女性は頭蓋骨折等の重傷を負い、意識が戻らない状態となった交通事故について、平成二十五年、神戸地裁は加害者側に約九、五〇〇万円の支払いを命じる判決を出しました。

自転車は、人力で動き、車体も軽いので、歩行者と衝突しても大事には至らないのではないかと思いがちですが、警視庁管内でも、昨年、自転車と歩行者が衝突して歩行者が亡くなる痛ましい死亡事故が発生しました。

自転車は、便利で手軽な反面、人の命を奪う危険性もあることを併せて認識をしていただきたいと思います。

大田区内では、自転車が当事者となる交通事故が多く発生しています。警察としては、自転車乗用者に対する法令遵守意識の醸成・浸透を図るとともに、違反者に対する交通指導・取締りを徹底し、重大な交通事故の防止をこれまで以上に推進してまいります。

大田労働基準監督署からのお知らせ

1 「第96回全国安全週間」が実施されます。

- (1) 期 間 令和5年7月1日～同月7日（準備期間：令和5年6月1日～30日）
- (2) スローガン 高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場
- (3) 実施要綱では、業種の特性に応じた労働災害防止対策として、陸上貨物運送事業における労働災害防止対策について、
- ① 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - ② 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - ③ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - ④ トラックの逸走防止措置の実施
 - ⑤ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

が挙げられています。

全国安全週間の機会に、あらためて職場の安全管理を見直し、更なる災害防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

2 大田労働基準監督署管内の休業4日以上労働災害の発生状況

	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年 (速報値)
全産業死傷者数	779	716	612	838	1263
全産業死亡者数	1	8	4	1	3
運輸交通・貨物取扱業死傷者数 (うち陸上貨物運送事業)	322 (79)	254 (75)	209 (100)	240 (121)	303 (106)
運輸交通・貨物取扱業死亡者数 (うち陸上貨物運送事業)	0 (0)	3 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)

全産業において、令和3年に比べて令和4年の死傷災害は急増しており、道路貨物運送業を含む運輸交通・貨物取扱業全体としても、死亡災害は発生していませんが、死傷者数は約3割の増加となっています。

※「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値

3 熱中症防止対策

職場での熱中症により全国で毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。

5月から9月は「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間です。同キャンペーン実施要綱に基づき、JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握し、測定した暑さ指数に応じた対策を徹底してください。特に重点取組期間（7月）においては、体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請してください。

STOP!熱中症 クールワークキャンペーン



大森税務署からのお知らせ

事業者のみなさま

消費税のインボイス制度

令和5年10月 スタート



インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や税務署での説明会・登録要否相談会をご案内しております。



新たな負担軽減措置

税負担・事務負担の軽減措置があります。



補助金などの補支策

IT導入補助金・小規模事業者持統化補助金などの支援策があります。



国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和5年4月)

登録するかお悩みの方



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。
- 登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- 登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
- 売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請手続を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方



- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょ。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。
- また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、チャーター、複写式の控えなども認められます。
- 住入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて住入先とも相談しましょ。

インボイス制度について詳しく知りたい方



国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。

インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先

インボイスコールセンター 0120-205-553 (無料)

9:00~17:00(土日祝除く)

※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。
「インボイス制度に関する相談窓口一斉案内」に、補助金、取引上のお悩み経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご利用ください。



国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和5年4月)

経済展望

景気の持ち直しに期待

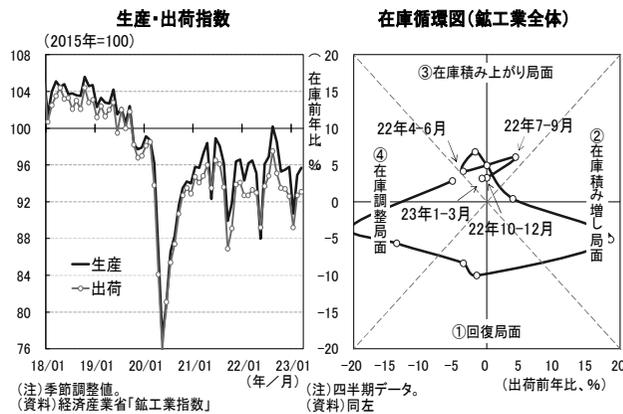
商工中金 大森支店

(国内経済)

個人消費は緩やかに持ち直している。雇用環境は持ち直している。名目賃金の増加が物価上昇に追いつかず、実質賃金は前年同月比マイナスで推移している。住宅投資は概ね横ばい推移。設備投資は基調としては持ち直している。生産は自動車や生産用機械を中心に緩やかに持ち直している。中国をはじめとした海外経済の減速から、輸出は弱含んでいる。企業物価は高止まりしている。消費者物価（コア指数）は政府の電気・ガス抑制策などにより上昇テンポが鈍化している。

(為替及び金融環境)

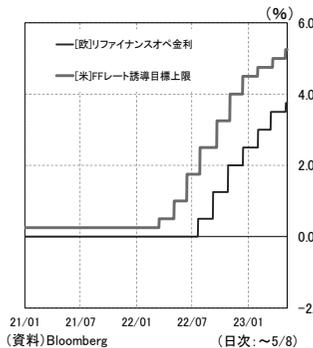
為替は、日本銀行の植田新総裁就任後、早期の金融引き締め観測が後退し円安が進行した。原油価格は、金融システム不安に伴う世界経済の減速懸念などから下落。



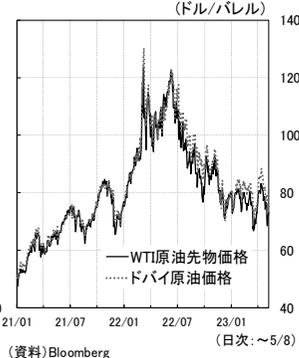
(まとめ)

日本経済はウィズコロナの下で、各種政策の効果もあつて、景気が持ち直していくこと

欧米政策金利の推移



原油価格の推移



が期待されますが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。そうした中、本稿が経済展望を概観する一助になれば幸いです。また、御支部及び運送業界の今後益々のご隆盛を祈念致します。



7月1日から 原動機付き自転車の 区分が細分化されます

特区における実証実験は6月30日に終了します。

保安基準等に移行経過期間が2024年12月まで設けられているものがあるので詳細を熟知し、違反行為とならないよう特段の注意が必要です。

特区以外の地域において走行車両が増えると思われるので事故防止に特段の注意が必要です。

交通安全情報
SAFETY ACTION
警視庁交通部

令和5年7月1日から
電動キックボード等の新しい交通ルールが始まります！

ポイント①
これまで
原動機付自転車(注)
法定速度
40km/h
小型特殊
原動機付自転車
法定速度
25km/h

7月1日から
原動機付自転車
法定速度
40km/h
特別特定小型原動機付自転車
法定速度
25km/h
16歳未満は運転禁止！

改正道路交通法施行に伴い実証実験は終了

※1 電動機の駆動方式等により自動車二種免許となる場合があり、乗車の免許も変わります。

ポイント②
全ての電動キックボード等が
・免許不要となるものではありません。
・歩道等を通行することができるものではありません。

ポイント③
特別特定小型原動機付自転車だけが路側帯や標識により自転車の通行が認められた歩道を通行することができます。

ポイント④
特別特定小型原動機付自転車以外の電動キックボード等は、路側帯や歩道を通行できません。

※ 違反者は反則切符(青切符)等による取締りを受けず、詳しくは↓のリンク先で

警視庁ウェブサイト 電動キックボードページ
警視庁ウェブサイト 特設ページ
警視庁ウェブサイト 交通安全に関する情報の普及版

TOKYO SAFETY ACTION
https://www.safetyaction.metro.tokyo.lg.jp

このチラシが掲載されているページ

警視庁>交通安全交通事故防止>取り組み>電動キックボードについて(改正道路交通法施行前)
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/torikumi/kotsu_joho/kickboard.files/202304.pdf

このチラシの詳しい説明ページ

警視庁>交通安全交通事故防止>電動モビリティの交通事故防止>特定小型原動機付自転車(電動キックボード等について)(令和5年7月1日から)
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/electric_mobility/electric_kickboard.html

警察庁の発表資料

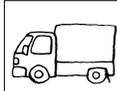
警察庁>各部局から>交通局>交通安全のための情報>特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)に関する交通ルール等について
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>

道路運送車両の保安基準(特定小型原動機付自転車は66条あたり)

国土交通省>政策・仕事>自動車>道路運送車両の保安基準(2022年12月23日現在)
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000007.html#tokuteigentsuki

特定小型原動機付自転車用に新設される自動車損害賠償責任保険については金融庁において検討中、各保険会社等からの情報を参照されたい。

特定小型原動機付自転車用に新設されるナンバープレートについては各市町村の情報を参照されたい。



蒲田分会

長いコロナ感染拡大による行動規制が撤廃された令和五年度最初の分会報告をさせていただきます。行動規制の中でも唯一実施された健康診断が四月六日(木)五月十三日(土)開催されました。受診方法はこの三年間で実施された受診事前予約制がとてもスムーズに運営できましたことから今回も事前予約制を継続して実施し、恙なく終了いたしました。又、三年間実施されませんでした「運転者講習会」をP.O.コンベンションホールにて満席、一〇〇名を超える受講者にて開催。蒲田警察署佐藤交通課長様をメイン講師に迎え、管内事故検証及びビデオを用いて安全確認の重要

性を具体的な事故事例も引用されてわかりやすくご指導いただきました。更に「春の交通安全運動」期間中には例年通り分会役員と「蒲田交通安全協会婦人部」の方による広報カーでの交通安全啓蒙活動も実施。更に五月十三日(土)十三時三十分からは小雨の中、蒲田署に関わる団体による交通安全啓蒙パレードにも参加。そして五月十七日(水)には同じく蒲田警察署交通課の方々と「交通安全運動統一街頭活動」を第一京浜と環八が交わる交差点にて実施。トラックが赤信号で停止している所に乗務員に安全運転のお願いや啓蒙グッズを渡したり、歩行者にも同様の啓蒙活動と交差点横断補助なども行いました。交通事故による死亡者を何年も出さずにいた蒲田署管内に於いても、この一、二年トラックによる交通事故が増えており、ドライバーへの声掛けには具体的な確認ポイントなども織り込みました。参加していただいた皆さんは季節外れのまぶしい日差しに汗を流しながら活動して頂きまして本当にご苦労様でした。又、五月二十四日には大田支部の総会が行われました。役員改選期ではない事も有り、恙なく全案件は可決され、たくさんの来賓を迎えて立食によるこれも又、四年ぶりの様式

に戻り、出席いただいた支部員、来賓の皆様は談笑を楽しまれたようでした。今回は蒲田分会が司会と中締めを担当し、司会は恙なく、厳かに中締めは分会長らしく大きな声で笑いを誘いながら初の大役をこなしておりました。今後の予定ですが、分会も役員改選期でない為引き続き分会長は加川氏が続投致し役員も変更なしです。九日に行われた役員会では是非とも分会員の皆様と懇親会を開催したいとの声が多く寄せられました。2024年問題をはじめ乗務員不足、インボイス等、対応できる人材がいらない会社は多いのではと思います。何が問題で、どこから手をつけるのか等その現状を語り合いながら協会上層部に問題点を投げかけると共に解決策の成功事例や情報交換もして頂き日頃のストレスが発散され、少しでもすっきりして業務に取組めるような企画を検討中です。リモートでは得られないリアル活動も交えながらハイブリットな活動でこの難関に立ち向かいます!!三人寄れば、我分会には五三社・大田支部には二三〇社の英知が集まっているのですから!!



大森分会



分会員の皆様、日頃より分会活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

移動制限のないゴールデンウィーク明けの五月八日をもって、新型コロナウイルス感染症の感染症上の位置付けは2類相当から、季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられました。これに合わせて、政府の基本的対処方針および業種別ガイドラインも廃止されました。

コロナ関係の規制が個人の判断に委ねられるようになり、四年ぶりに五月十一日から十七日まで、「神田祭」が開催されました。「日本三大祭り」「江戸三大まつり」のひとつとされ、例年三十万人以上が訪れる大きなお祭りです。今年は奇数年の本祭りに当たり、ニュースで目にしたり、道路の一時通行止めに出くわすと、初夏の訪れを感じる方も多いのではないのでしょうか。改めて、神田祭で広く親しまれる神田明神について、詳しく調べてみました。

江戸総鎮守「神田明神」、正式名称「神田

神社」は七三〇年(天平二年)に現在の大手町に創建され、一六一六年(元和二年)に現在の場所に遷座されました。御祭神は、一之宮 大己貴命(おこなむちのみこと)、二之宮 少彦名命(すくなひこなのみこと)、三之宮 平将門命(たいらのまさかどのみこと)です。

神田明神社伝によると、現在の千代田区大手町の将門塚周辺に創建された後、神社近辺で天変地異が頻発したそうです。平安時代中期、武士の先駆け「兵(つわもの)」として、関東の政治改革をはかり、命をかけて民衆を守ったとされる平将門公の御神威として人々は恐れられたため、時宗の真教上人が手厚く祀られました。戦国時代になると、太田道灌や北条氏綱といった名だたる武将によって崇敬されていきました。慶長五年(一六〇〇)、徳川家康が関ヶ原の戦いに臨む際、戦勝祈願を行い、神田祭当日に豊臣軍に勝利したといわれています。それ以降、徳川家より縁起のよい祭礼として、絶やすことなく執り行うよう命ぜられたそうです。

分解活動報告に移ります。

四月六日 運転者講習会 大森スポーツセン

ターにて 九六名受講 協力者九名

五月十一日 第一回 役員会 梅屋敷やまとにて 参加者一三名

五月十五日 春の交通安全週間 トラックス
トップ作戦 京浜トラクターミナルにて
協力者 八名

五月二十日 春の交通安全週間 交通安全啓
蒙活動 磐井神社前にて 協力者 八名

五月二十七日 健康診断 城南協組会館にて
八五名受診 協力者 六名

六月十六日 分会通常総会 アトレ大森ホ
ールにて 出席者 一六名 委任状 四四通

御来賓 東ト協大田支部 支部長

菊池 正浩 様

城南運送事業協同組合 事務局長

大島 光一 様

警視庁大森警察署 交通総務係長

岩崎 玲子 様

高止まりの燃料高騰や、迫り来る2024年問題など、私たちトラック事業者には戦い続けなければならない問題が山積みです。大田区は江戸には入りませんが、明神様と分会員の皆様のお力添えをいただきながら、今後も分会活動に励んでいきたいと思います。



田園調布分会

田園調布分会員各位には日頃から分会活動等にご理解、ご協力を頂き誠にありがとうございます。

まず、活動報告として、四月二十日(木)大田区嶺町出張所三階集会所に於いて、田園調布警察署 加藤交通課長を講師にお招きをして、実に三年ぶりの「春の運転者講習会」を開催しました。コロナの感染症法上の分類が「5類」に引き下げられる直前で、日常は徐々に「平時」に戻りつつある中での開催でしたが、久しぶりに受講者の皆さんと対面活動が出来て本当に良かったと思えました。

そのコロナ禍で苦しむ中小企業を資金面で支えた、実質無利子・無担保の「ゼロゼロ融資」の返済が今夏から本格化します。コロナ禍が収束しつつあるとはいえ、物価高のあおりを受けて業績が戻らない経営者からは不安を募らせているのではないのでしょうか？

中小企業庁によると、昨年九月の受付終了までに実行されたゼロゼロ融資は約二四五万件、約四二兆円にも達したそうです。三年間の返済猶予を条件に融資を受けた企業が多いた

め、今年七月頃からの返済が本格化するのです。

ロシアのウクライナ侵略をきっかけにしたエネルギーや原材料の価格高騰に苦しむ企業が多く、民間信用調査会社が二〇二二年度の全国の企業倒産(負債額一千万円以上)を分析したところ、ゼロゼロ融資を利用した企業の倒産は五四一件に上り、前年度(一五〇件)の三・六倍に急増。同社が昨年十二月に全国約五〇〇社を対象に行った意識調査では、約半数がゼロゼロ融資を利用し、そのうち二五・八%が「返済に懸念がある」と答え、業績の回復が見通せない企業が返済開始を前に、再建を断念する『息切れ倒産』も頻発しているとの事。返済が本格化すれば、資金繰りに窮する企業がさらに増えると思われれます。

ゼロゼロ融資を受けた企業が倒産した場合、返済不能になった融資金の一部は、最終的に国や都道府県が税金で穴埋めすることになるので、中小企業庁が返済負担を軽減するために、収益力改善に向けた計画書の作成などが条件ながら元本返済を最長五年間猶予する新たな借り換え保証制度も開始されています。ノーリスクで借りられただけにコロナ禍以前から経営難だった企業を延命させた側面もあったゼロゼロ融資ですが、融資先の支援強化に乗り出して、企業、大学、自治体が参加

するネットワークを通じて企業のマッチングを行い、新規事業や販路拡大を後押しする取り組みを始めた金融機関も有り、オンライン商談会を開催するほか、国の補助金申請も手伝ってもらえる。同金融機関も「規模の小さな会社を中心に業績を回復させ融資金を返済できるよう本業を支えたい」と強調する。要は、意欲ある経営者と一緒になって事業の立て直しを図る『伴走型支援』を充実させたいのだと理解したのですが・・・もう少し頑張ってみよう！

池上分会



分会員の皆様、日頃より分会活動へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染上の位置付けが五月八日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられ、四年ぶりに行動制限のない生活に戻ることができました。

とはいえコロナウイルスが終息した訳ではないので、基本的な感染対策は今まで通り行う事に変わりはありませんが、分会の活動が徐々に再開し、分会員の皆様とも対面で接する機会が増えた事は嬉しく思います。

それでは分会活動報告をさせていただきます。

四月二十二日(土)、池上会館にて春の健康診断を開催いたしました。

五月十一日(木)、春の全国交通安全運動に伴う「一〇〇交差点一斉街頭活動」では、池上警察署管内四ヶ所の交差点で、横断歩道での歩行者誘導を実施いたしました。

五月十九日(金)はプラザアペアにて令和五年度通常総会を開催いたしました。

鈴木理事司会の下、藤村分会長を議長に選出し、全ての議案が出席分会員満場一致承認されました。その後の懇親会ではご来賓に大田支部より菊池正浩支部長、池上警察署より杉野隆平交通課長、鳥谷峯慶子交通課長代理、南関東日野自動車より、長田久典様、亀屋綾様にお越しいただき、菊池支部長、杉野交通課長より来賓祝辞を頂き、小林運送(有)、小林繁男社長の乾杯ご発声で歓談が始まり、終始和やかに運び、石黒副分会長の閉会挨拶で懇親会はめでたくお開きとなりました。

今後の活動予定ですが、秋の全国交通安全運動街頭活動、運転者講習会、役員会、健康診断、しばらく中止が続いた研修旅行を予定しておりますので、一人でも多くの分会員の皆様にご参加、ご協力をお願い申し上げます。

※※ 業務日誌 ※※

4/5	蒲田分会 (交通安全教室)	5/16	東ト協政治連盟(平将明 平フォーラム)
4/6	蒲田分会 (運転者講習会)	5/17	東ト協 (統一街頭活動) 蒲田警察管内
4/6	大森分会 (運転者講習会)	5/18	東ト協 (総務委員会) web併用
4/7	監査会 (R5年度 収支決算書 監査)	5/19	池上分会 (通常総会)
4/12	東ト協 (第1回 フェスタ実行プロジェクト会議)	5/20	大森分会 (街頭活動) 磐井神社
4/12	蒲田分会 (健康診断)	5/24	支部 令和5年度 通常総会
4/13	正副支部長会議(5-01)会議 web併用	5/24	品川支部 令和5年度 通常総会
4/19	大森分会 (健康診断) (中止)	5/25	東ト協 (理事会) web併用
4/20	田園調布分会 (運転者講習会)	5/25	東ト協政治連盟 (第19回 政経パーティー)
4/21	理事会 (5-01) (R5年度 通常総会用)	5/25	(一社) 大田労働基準協会 定時総会
4/22	池上分会 (健康診断)	5/27	大森分会 (健康診断)
4/23	大森分会 (OGC)	5/27	青年部 (通常総会) (R5年)
4/26	青年部 (幹事会)	5/29	関東交通共済協同組合 (事故防止表彰式)
5/6	女性部 (幹事会)	6/03	女性部 (通常総会)
5/10	正副支部長会議(5-02)会議 web併用	6/14	正副支部長会議(5-03)会議 web併用
5/11	池上分会 (街頭活動) 100 交差点	6/15	東ト協 (通常総会、懇親会) web併用
5/13	蒲田分会 (健康診断)	6/16	広報・情報委員会 (5-02)
5/15	大森分会 (街頭活動) トラックターミナル	6/16	大森分会 (通常総会)
5/15	広報・情報委員会 (5-01)	6/20	労務厚生委員会 塩飴 (タブレット) 配布 袋詰め
5/16	運輸安全委員会 (5-01) と一斉街頭ノベルティ袋詰め		

活動報告 青年部

日頃より青年部の活動にご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和五年五月二十七日(土) プラザ・アにて令和五年度通常総会を開催いたしました。(部員総数四十五名、出席者二十一名、委任状二十三名) 同日、研修会、親睦会も無事に行うことができました。

研修会では 板橋商事株式会社 代表取締役 板橋克尚様にご登壇いただき、有意義な時間を頂戴いたしました。四年ぶりに会場での開催となり、皆様のお顔を拝見できたことは大きな喜びでした。多くのご来賓の方々、関係各所の皆様にもご参席いただき、心より御礼を申し上げます。

今期は従来通り開催される行事も増えることでしょうか。様々なイベントを企画し、活発な活動を目指して参ります。年間スケジュールは左記の通り予定しております。

- ・ フェスタ委員会 六月下旬より
- ・ 献血活動 七月二十九日
- ・ プルタブ回収 九月
- ・ 技能講習会 九月上旬

- ・ 大田フェスタ 十一月月上旬
- ・ 研修旅行 三月上旬

皆様には引き続きご協力をいただくことと存じますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

活動報告 女性部

令和五年度大田支部女性部 総会を無事に終えて

日頃より女性部活動にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

本年度の通常総会は、六月三日(土) 大森「たか濱」に於いて四年振りに会員の皆様をお迎えして開催する事が出来ました。

令和四年度活動報告、収支決算報告、令和五年度事業計画、収支予算案、退任役員に伴う補充、すべて原案通り承認され無事通常総会を終了いたしました。

続きまして懇親会に移りご来賓に菊池大田支部長様、加川蒲田分会長様、田中大森副分会長様、藤村池上分会長様、岸田園調布分会長様、岩田青年部副部長様、事務員の斉藤様にご出席いただきました。

冒頭、菊池支部長様よりご挨拶を頂戴いたしました。

岩田青年部副部長様から、乾杯のご発声を頂き、懇親会は久し振りにお顔を見ながらの会話は本当に楽しく和やかに時が流れ瞬間にお開きとなりました。

コロナ感染症も5類となり日常生活も徐々にではありますが戻りつつある様な気が致します。

支部女性部の活動も「春の交通安全運動」の期間に合わせて大田区内の五警察署へ意見交換と花束贈呈をさせて頂きました。

昨年は活動を自粛しておりましたが本年度の支部女性部の活動としては、皆様に興味、魅力のある研修、見学会を企画して大勢の方に参加、出席して頂きたいと思っております。

本部女性部の総会が六月八日(木) 本部に於いて開催されました。総会前のセミナーでは黒川伊保子氏(人工知能研究者)より興味深い講演を聞く事が出来ました。本部主催の研修見学会にも是非積極的に参加して見聞を広めて頂きたいと思えます。

最後になりましたが、本年度も使用済み切手とプリペイドカードを引き続き集めておりますのでご協力よろしくお願いいたします。

らくがき

地上波のテレビ番組

見えますか？

皆さんは、仕事から帰宅した際、テレビを付けますか？

若者のテレビ離れが叫ばれて久しいですが、ついにアラフィフの自分も、地上波を見なくなったことを実感するようになりしました。

私も昔は、条件反射で電源を入れ、それをバックグラウンドミュージックにして、着替えや、夕食の準備等をしていたものでした。といつても、プロ野球のシーズン中の今は、代わりに野球をCS放送で見ているので、完全なテレビ離れには至っていませんが、オフシーズンは、ほとんど静かなものです。

では改めて、なぜ地上波を見なくなったのか振り返ってみると、ニュースは、ネットにてリアルタイムで知っているため『見ない』。音楽番組は、九〇年代で興

味が止まっているため『見ない』。ドラマは、アラフィフの自分が見て、共感できるような脚本になっていないため『見ない』。バラエティは、ひな壇の芸人がワイワイやるような番組に飽きたので『見ない』。野球は、CSで見ればいいので『見ない』。時代劇は、そもそもやっていない。等々の理由で見る番組がなくなりました。では、地上波を見なくなつてから何をしているのかというと、YouTubeにハマっています。ゲーム実況やファッションチャンネル、ゴルフの練習方法の動画など、自分の見たいテーマに特化しているし、広告を気にしなれば無料で見ることのできるのです、時間を忘れて見入ってしまいます。最近、長時間スマホで見ていたせいか、少し目が悪くなつてしまったことが悩みの種ですかね。

では、地上波を見なくなったことのデメリットはなんだろうと考えてみたとき、『最近のテレビタレントがわからない』。この一点だけです。別に大したことではないですね。

支部取扱許認可届出事案件数

令和五年四月～六月

◆令和五年四月

- 一、許可関係 0件
- 二、事業報告(実績報告含む) 二十件
- 三、届出事項の変更 0件
- 四、労基関係 五件
- 五、その他 0件

◆令和五年五月

- 一、許可関係 0件
- 二、事業報告(実績報告含む) 二十四件
- 三、届出事項の変更 一件
- 四、労基関係 0件
- 五、その他 0件

◆令和五年六月

- 一、許可関係 0件
- 二、事業報告(実績報告含む) 十件
- 三、届出事項の変更 八件
- 四、労基関係 十五件
- 五、その他 0件

支部報告

◎入会

▽入会日：四月一日（大森分会）

社名：大起コンテナ(株)

代表者：岡田克己 様

所在地：大田区大森北四一八一三

第二伊藤ビル二〇三

▽入会日：六月一日（大森分会）

社名：(株)岡正トランス

代表者：岡野準 様

所在地：大田区東海四一五一八一四F

◎脱会

▽脱会日：四月（大森分会）

社名：(株)松岡運輸

代表者：松岡熙京 様

◎商号・組織および代表者変更 その他変更

▽変更月：四月（大森分会）

社名：ロジスティード南関東(株)

京浜営業所

代表者 深澤啓介 様
住所 〒一四三一〇〇〇六
大田区平和島五一三一二

LOGISTEED 京浜物流センター内

TEL 三七六三一六一七七

FAX 三七六八一九四七一

▽変更月：四月（蒲田分会）

社名 小山運送(株)

代表者 小山喜由 様

住所 〒二二一〇八六三

神奈川県神奈川区羽沢町一〇五九

TEL 〇四五―三七二―二七八一

FAX 〇四五―三七二―二七八〇

▽変更月：四月（蒲田分会）

社名 (株)七鷹

代表者 竹原経昌 様

住所 〒二三一〇〇二三

神奈川県横浜市中区山下町一〇八

小黒ビル四〇三

TEL 〇四五―二二八―七四七七

FAX 〇四五―二二八―七四七八

▼お詫びと訂正

支部だより192号支部報告の会社名と代表者名に誤りがありました。

▽変更月：十二月（蒲田分会外）

社名：東興輸送(株)

代表者：西村秀人 様

住所 〒二一四一〇〇三二

川崎市多摩区枳形一―二一―一五―

五〇五

TEL 〇四四―五七一―二二八九

FAX 〇四四―五七七―三四五五

深くお詫び申し上げます。

支部事業活動

☆春の交通安全統一街頭活動☆

五月十七日（水）晴天夏日の中、二十七名の支部会員と蒲田警察交通課の職員含め総勢三十五名にて春の交通安全統一街頭活動を環八と第一京浜が交差する京急蒲田駅近くの交

差点で実施致しました。

当日は蒲田署に午前八時四五分に集合、谷口運輸安全委員長より活動参加者の割当てと概要の説明、松原東ト協副会長（兼務 蒲田交通安全協会会長）より活動の目的含めたご挨拶を頂いたのち蒲田警察交通課総務課長より具体的な活動場所と注意点の説明を受けて署を出発しました。

炎天下の中、四ヶ所にわかれて歩行者への横断誘導、自転車やトラックを運転している方々に対して交通事故防止の注意ポイントを伝えながら、交通安全の広報チラシ、粗品等を環境に優しい素材のジッパー袋に入れて作ったノベルティを一つ一つ声をかけながら配布しました。

本活動には東ト協本部 適正化事業部 門倉正明 部長も参加して頂き、用意した二三〇個のノベルティは約四十分で全て配布、その時点で活動を終了しました。



署に戻ってから佐藤蒲田警察交通課長よ

り、活動当日の朝に発生したトラック運転手が引き起こした九歳の女子小学生の死亡事故について話を頂きました。

「お話の中であった皆さんは絶対に事故を起こさないで下さい！」の言葉には非常に身が引き締まる思いがあると共に、この活動の意義を改めて感じました。

交通安全運動は春秋だけではなく三六五日二四時間の活動であるかと思えます。



☆令和五年通常総会・懇親会 開催☆

五月二四日（水）蒲田「プラザ・アペア」に於いて令和五年度大田支部通常総会が開催されました。

令和二年度よりコロナ感染拡大防止対策として会員の皆様からは書面での決議を頂き、最低限の出席者での総会を行ってまいりましたが、この度の制限解除を受けようやく従来通りの総会が開催されました。

総会は定刻通りに始まり、蒲田分会梶太成氏の司会のもと会員総数二二九社、出席会員四〇社、委任状一三二社
合計 一七二社（全体の七五・一％）
よって総会員数の過半数一一四社を越えており総会は有効成立との報告から開始されました。

議長には支部規約により大田支部長菊池正浩氏がつとめました。

審議内容については事務局事務長三角弘一氏より配布資料と共に詳細な説明があり会計監査は大森分会原島誠治監事より適正に処理されているとの報告の後、全議案が可決承認されました。

総会終了後の一七時三十分からは会場にご来賓の方々をお招きし、菊池支部長の挨拶に続いて

関東運輸局東京運輸支局長

尾崎行雄 様

大田区長

鈴木晶雅 様

一般社団法人東京都トラック協会

副会長

松原伸行 様

警視庁蒲田警察署交通課長

佐藤英樹 様

株式会社商工組合中央金庫大森支

店支店長

鈴木巖道 様

大田労働基準監督署署長

吉清水信也 様

東京貨物運送健康保険組合専務理

事

大石 昇 様

と多くの来賓の方々にご登壇頂きご祝辞を賜りました。

時間の制約によりご登壇頂けなかったご来賓並びにご列席頂いた方々のご紹介も行いました。

その後の懇親会は会場を二階へ移し、蒲田分会山本由起子氏が初司会として進行。主催団体を代表

して菊池支部長の挨拶に続き、総会にてご紹介が出来なかったご来賓の方々のご紹介も行われました。

一般社団法人東京都トラック協会次長 前川宣将 様にご祝辞と

乾杯のご発声を頂き、総会の数倍の人数で和やかなご歓談の時間が始まりました。

大田支部発足五〇年の歴史の中で初の女性分会長である蒲田分会

加川一江氏の中締めで笑顔爛漫の中滞りなく懇親会も散会となりました。

菊池支部長はじめご来賓の皆様からは今後の運送業界の山積する問題を解決しつつ大きく飛躍していくために相互連携を密に邁進していこうという力強いメッセージを多く頂きました。来期は会員の皆様により多く総会にご参加頂き情報を共有し力を合わせ大田支部はもとより運送業界を盛り上げていきたいと思います。

